

(介 35) (FAX 送信 A4・6 枚)

平成 23 年 6 月 17 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕司

介護事業所・施設等復旧支援事業に関する Q&A の送付について

東日本大震災により被災した介護サービス事業所等の復旧支援に係る事業につきましては、本年 6 月 7 日付 (介 31) 「平成 23 年度介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助および平成 23 年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金について」にてお知らせいたしましたが、今般、厚生労働省より当該事業に係る Q&A が発出されました。

当該事業は、東日本大震災により損害のあった介護サービスの提供に必要な車両や事務機器等の備品等を、事業を再開・継続するために再購入等する場合について補助の対象とされており、具体的には①事業所の訪問または送迎用の車両 ②サービス管理、介護報酬請求等の際に使用する事務機器 ③利用者が使用する家具類等、が想定される旨等が示されております。

なお、当該事業の補助対象となる被災事業所等には、いわゆる「みなし指定」の事業所も含まれており、他の事業所同様、介護サービスの提供に当たって必要な備品等に限り、再購入の補助を受けることができる旨、併せて示されております。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

・介護事業所・施設等復旧支援事業に関する Q&A の送付について

(平 23. 6. 14 厚生労働省老健局振興課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
平成23年6月14日

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県
栃木県、千葉県、新潟県、長野県、盛岡市
仙台市、郡山市、いわき市、宇都宮市
千葉市

介護施設等復旧支援 御中
事業費担当部局

厚生労働省老健局振興課

介護事業所・施設等復旧支援事業に関するQ&Aの送付について

介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助については、「平成23年度介護施設等復旧支援事業費等補助金の国庫補助について」（平成23年5月26日厚生労働事務次官通知）の別紙「平成23年度介護施設等復旧支援事業費等国庫補助金交付要綱」により実施していただいているところですが、今般、各自治体より、ご質問をいただいた内容について、別添のとおりQ&Aを作成しましたので、ご了知いただくとともに、貴管内市町村及び民間事業者に対する周知方よろしくお願いいたします。

介護事業所・施設等復旧支援事業に関するQ & A (H23.6.14 版)

(補助対象経費について)

問1 本事業の対象となる備品等の範囲如何。

答 本事業は、東日本大震災により損害のあった介護サービスの提供に必要な備品等を補助の対象としており、具体的には、

- ・ 事業所の訪問又は送迎用の車両
- ・ サービス管理あるいは介護報酬請求等の際に使用する事務機器
- ・ 利用者が使用する家具類等

を想定している。

問2 本事業の補助の対象となる経費の範囲如何。

答 本事業は、東日本大震災により損害のあった介護サービスの提供に必要な車両や事務機器等の備品等を、事業再開（継続）のため、再購入等する場合について、補助の対象としている。

例えば、訪問介護事業所の車両2台に損害があった場合、2台分の車両購入費等（車検に要する費用や保険料等も含む。）が基準額（訪問介護の場合700万円）の範囲内で補助の対象となる。

問3 損害があった車両台数を超える台数の車両購入費等については、補助の対象とならないのか。

答 例えば、通所介護や通所リハビリテーション等の送迎車両について、被災前にマイクロバス1台を有していたが、事業再開（継続）に当たり、小回りのきくミニバンを2台購入した場合等、「復旧」と認められる合理的な範囲内であり、かつ、効率的な介護サービスの提供が期待される場合は、補助の対象として差し支えない。

問4 車両やパソコン等の備品について、購入ではなく賃貸借を検討しているが、レンタルあるいはリース料について補助の対象となるか。

答 平成23年度分の必要経費について対象経費に含まれる。なお、土地及び建物の賃借料及び敷金については補助の対象とならない。

問5 震災により損害のあった車両やパソコン等の備品について、その修理費は対象となるか。

答 対象となる。

問6 建築物の修繕費等（クラックの修復、壁のクロスやタイルの貼り替え、清掃・消毒等）は本事業の対象となるのか。

答 建築物の修繕等に要する費用については本事業の補助の対象とならない。なお、備品設置に伴い必然的に生じる軽微な工事や、構内 LAN の敷設等の備品購入と一体的に行われる業務に要する経費は補助の対象となる。

問7 事業再開のために要した、新規職員の雇上げ経費、地域への広報活動等の費用について、補助の対象となるか。

答 本事業は、震災により損害のあった備品等の復旧支援を行うものであり、人件費や事業費を対象としておらず、質問の費用は補助の対象とならない。

問8 「被災」の範囲について、全壊・水没から一部損壊など多様であるが、どの程度まで補助対象範囲として想定されているか。

答 本事業は「被災」の程度に関わりなく、震災により、これまで介護サービスの提供に当たって使用していた備品等に損害があれば、補助の対象としている。なお、損害の確認に当たっては、現地確認・調査等は必須としておらず、罹災証明書・被災証明書・廃車証明書・その他の書類により確認をしていただくこととしている。

（補助の対象となる法人・事業所等について）

問9 本事業の補助対象となる被災事業所等について、基準該当サービスを実施する事業所は含まれるか。

答 含まれる。

問10 本事業の補助対象となる被災事業所等について、いわゆる「みなし指定」の事業所も含まれるか。

答 従前より介護サービスの提供を行っていたと認められるものであれば、いわゆる「みなし指定」の事業所も補助の対象となる。なお、補助の対象については、介護サービスの提供に当たって必要な備品等に限る。

問 11 3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以降に発生した余震による被害についても、本事業にいう「被災」に含まれるのか。

答 含まれる。

問 12 東日本大震災の発生日には事業を行っていなかったが、震災発生日以降に事業を開始することが予め明らかであった事業所等が、震災発生日以降にサービスの提供を開始した場合も、補助の対象となるか。

答 例えば、既に指定の申請を行っていた事業所など、事業を開始することが予め明らかであった事業所等も本事業の補助対象に含まれる。

なお、補助の対象となる経費は、予め準備していた車両や事務機器等が東日本大震災により損害を受けた範囲に限られることに留意すること。

(交付額の算定方法について)

問 13 交付額の算定方法について、法人単位で行うこととされているが、具体的な計算方法如何。

答 例えば、次のようなケースの場合、個々の事業所ごとに見ると、A 訪問介護事業所については、基準額を超過しているが、法人単位で計算すると、基準額内に対象経費の実支出額がおさまっているため、選定額は2,300万円となる。

	基準額 (ア)	対象経費の実支出額 (イ)	差 (ア-イ)
A 訪問介護事業所	700万円	1,000万円	+300万円
B 訪問介護事業所	700万円	500万円	△200万円
C 通所介護事業所	900万円	800万円	△100万円
合計	2,300万円	2,300万円	±0円

問 14 問 13 の場合において、A 訪問介護事業所で購入した車両を B 訪問介護事業所で使用する場合、厚生労働大臣の承認は必要なのか。

答 本事業は、法人単位で補助を行うことから、当該区域内（例えば A 県から補助を受けた場合は、A 県（指定都市・中核市を除く。）内）で介護サービスの提供を目的に使用する範囲において、厚生労働大臣の承認は要しない。

問 15 同じく問 13 の場合において、A 訪問介護事業所と B 訪問介護事業所の2事業所を統合し、1 事業所とした場合の基準額如何。

答 本事業は、被災事業所等の数にサービスごとに定める単価を乗じて基準額を計算することとしており、この場合、被災した訪問介護事業所は2箇所であることから、 $2 \times 700 \text{ 万円} = 1,400 \text{ 万円}$ が基準額となる。

(今後のスケジュールについて)

問 16 交付申請の時期はいつか。また、協議の期限が7月末までとなっているが、今後の追加協議は予定しているのか。

答 交付申請については、別に定める日としており、今後の協議の状況を勘案し、改めてお知らせすることとしている。